

平成29年3月27日

資料1

第3回 高知県 県・市町村 国民健康保険事業 運営検討協議会

＜項目＞
(全体に関すること)

1. 第2回運営検討協議会(平成28年8月17日開催)の概要
2. 主な検討項目及び検討状況等について
3. 制度改革に向けた対応と平成29年度のスケジュールについて

【このページは白紙です。】

第2回 高知県 県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会 (H28.8.17) 概要

議題	協議内容	協議結果	
国保事業費納付金 ・ 標準保険料率	標準保険料(税)率の算定方式及び国保事業費納付金の配分方法について	・県が、各市町村において保険料率を定めるにあたっての参考とする標準保険料率を示すための保険料率の算定方式について、 ①2方式(所得割、被保険者均等割)、 ②3方式(所得割、被保険者均等割、世帯平等割)、 ③4方式(所得割、被保険者均等割、世帯平等割、固定資産割) のいずれとするか。	・3方式(所得割、被保険者均等割、世帯平等割)とする。
	高知県内の保険料水準の統一について	・県全体の保険給付費などを賄うために、各市町村から県へ納付してもらうことになる事業費納付金の各市町村への配分の算定方式について、 ①2方式(所得総額、被保険者総数で按分)、 ②3方式(所得総額、被保険者総数、世帯総数で按分)、 ③4方式(所得総額、固定資産税総額、被保険者総数、世帯総数で按分) のいずれとするか。	・3方式(所得総額、被保険者総数、世帯総数で按分)を用いることとする。
賦課限度額の設定について	・保険料率については、市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能となっているが、保険料水準を統一するか。(事業費納付金に医療費水準を反映させるか。) ・事業費納付金の各市町村への配分の際の算定に使用する所得水準や県が示す標準保険料率に影響する平成30年度以降の賦課限度額(医療分、後期高齢者支援均分、介護納付金分)について検討を行う。	・当面は保険料水準の統一はしない。(事業費納付金に医療費水準を反映させる。) ・ただし、保険料の平準化は将来的には必要な課題であり、どの程度平準化するかは、今後、県と市町村で協議・検討する。 ・国が政令で定める額とする。 (医療分:540,000円、後期高齢者支援金分:190,000円、介護納付金分:160,000円)	

主な検討項目及び状況等

★印は、今回の協議会で別途報告事項となっている項目

区分	項目	内容	検討状況等
国保事業費納付金・標準保険料率	★ α (医療費指数反映指数)の値	<p>○各市町村ごとの納付金基礎額(α)を算出する際に、各市町村の医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数($0 < \alpha \leq 1$)の設定をどうするか。</p> <p>○保険料水準の統一はしないこと($\alpha \neq 0$)は決定済。</p>	<p>○平成30年度以降の高知県における国保の「あるべき姿」や現行制度、また、激変緩和等を考慮する。</p> <p>○複数パターンの試算結果も踏まえて検討している。</p>
	★ β (所得係数)(または β')の値	<p>○各市町村の所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数であり、国の原則では都道府県の所得水準に応じて決まる。</p>	<p>○平成30年度以降の高知県における国保の「あるべき姿」や現行制度、激変緩和等を踏まえて、国基準のβ(約0.75)を用いるか、県独自のβ'を用いるか。また、β'を用いる場合はその値をどうするか。</p> <p>○複数パターンの試算結果も踏まえて検討している。</p> <p>○全国平均所得との差は、調整交付金で全国調整されることや、現行制度との激変緩和を考慮して、国基準βを用いることが公平ではないかと検討している。</p>
	「均等割指数」及び「平等割指数」の設定	<p>○納付金の配分にあたって使用する応益割に占める「均等割(被保険者数)指数」及び「平等割(世帯数)指数」の設定はどうか。</p>	<p>○平成30年度以降の高知県における国保の「あるべき姿」や市町村アンケート結果(H28.6県国保課実施)等を考慮する。</p> <p>○複数パターンの試算結果も踏まえて検討する。</p>
	★激変緩和措置について	<p>○納付金の仕組みの導入や納付金の算定方法の仕組みにより、一部の市町村においては、保険料が上昇する可能性があることから、保険料が急激に上昇しないようにするための激変緩和を検討する。</p>	<p>○納付金の仕組みの導入等による影響を把握のうえ、次のことを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激変緩和の比較対象(丈比べの対象) ・激変緩和の程度(増加を一定割合以内に収める基準) ・激変緩和の実施期間 ・激変緩和の方法
	★高額医療費の共同負担について	<p>○小規模な市町村において著しく高額な医療費が発生した場合のリスクについては、高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業費負担金により、一定の負担緩和が行われるが、更なる緩和を図る観点から、市町村ごとの納付金を決定する際に、県単位や二次医療圏ごとで共同負担することができる仕組みとなっているがどうか。</p>	<p>○試算では、共同負担によるメリットを受けるのは、恒常的に高額医療費が多く、医療費が高い市町村である。</p> <p>○通常は医療費が低く、一時的に高額となった場合のメリットはあまりなく、共同負担の目的に当てはまる状況にはなっていない。</p> <p>○平成30年度以降も、高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業負担金といった公費の支援制度が実施されることなどを踏まえ、検討している。</p>
	市町村における保険料の標準的な収納率	<p>○県が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる標準的な収納率は、各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準、かつ、低い収納率に合せることなく、保険者規模別などにより適切に設定する。</p>	<p>○県内市町村を被保険者数規模に応じて5つの区分を設定することを検討している。</p> <p>○また、各区分ごとの収納率については、保険者努力支援制度の評価指標等を参考に検討している。</p>
	その他	<p>○各市町村の納付金の算定に影響する保険者努力支援制度県交付分や国保運営に要する県の事務費等を納付金に反映するかどうか。</p>	<p>○県交付分を①納付金総額から差引くか、②県の定める指標等に応じて市町村ごとに配分するか検討する。</p> <p>○交付税措置を踏まえ県事務費等を納付金で賄う必要があるか検討する。</p>

主な検討項目及び状況等

区分	項目	内容	検討状況等
保険給付費等交付金	支払方法	○市町村の事務負担の軽減を図るため、医療機関に支払を行う国保連に対し、県が市町村を経由せず、直接支払を行う仕組みなどを検討する。	○「現物給付分」を対象に、県から国保連へ「確定払」及び「概算払」のいずれかの方法で、直接支払できないか検討している。 ○直接支払の方法については、国での検討状況を踏まえ検討を進める。
	交付時期の検討	○年度の当初から終わりにかけて、歳出の累計額が歳入の累計額を大幅に超過することのないよう、公費の前倒し交付などについて検討する。	○県調整交付金(県繰入金)分の交付時期は、国費の交付時期も踏まえ市町村の資金需要に適切に対応できるとともに、市町村の申請にかかる事務負担にも留意して検討を進める。 ○交付時期については、国費の交付時期の検討状況を踏まえ検討を進める。
財政収支の改善に係る基本的な考え方 国保運営方針	★運営方針策定	○国が定めたガイドラインを踏まえながら、県と市町村が一体となって、財政運営、保険料率の決定などを共通認識の下で実施できるようにするための県内の統一的な国保の運営方針(案)のとりまとめを行う。	○運営方針の素案をとりまとめ。
	★解消・削減すべき赤字の範囲		○解消・削減すべき赤字額とは、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計とすることで、検討している。
	★赤字の解消・削減を図る市町村	○国保財政の現状を踏まえ、財政運営の基本的な考え方である国保財政が必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄い収支を均衡させることを目指した考え方について整理する。 ○現状は、多くの市町村において決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われ収支が均衡している状況にある。	○「赤字市町村」とは、現在国において、平成28年度決算で解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村とする方向で協議がされているため、運営方針への盛り込み方や具体的な対象市町村の選定方法については、現在のところ検討中である。
	★赤字の解消・削減を図るための取組	○平成30年度以降、追加公費の投入や納付金の導入、財政安定化基金の設置等により、構造上、国保財政の赤字を解消しやすい仕組みになると考えられることから、市町村の解消・削減を図るための取組を検討する。 ○各市町村の実情に応じた時点を設定した上で、改革初年度である平成30年度から赤字解消・削減の取組を計画することを検討する。	○赤字解消・削減の取組として、財政収支の均衡のため、1)適切な保険料の設定を行い賦課総額の確保に努める。2)収納率対策を強化することにより目標収納率の収納を目指す。3)県が策定する医療費適正化計画等に基づいた医療費適正化のための施策を推進し、支出削減に努める。4)保険者努力支援制度による公費の獲得を目指すなどとする。 ○また、累積赤字の解消として、単年度収支の均衡を図りながら、平成28年度以前に発生した繰上充用金については、それぞれの市町村の実情に応じ解消・削減を行うことを検討している。
	赤字解消・削減の目標年次等		○赤字市町村は、県の全体的な方向性や赤字の要因分析及び必要な対策の整理を踏まえ、目標年次等の案を作成する。 ○単年度での赤字の解消が困難な場合は、例えば、5年度以内の計画を策定し、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するよう努めるものとするなど、市町村の実態を踏まえて、その目標を定めることを検討する。

主な検討項目及び状況等

区分	項目	内容	検討状況等
国保運営方針 財政安定化基金運用	基金の運用	○医療費の給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に、一般財源からの財政補填等を行う必要が無いよう、県及び市町村に貸付・交付を行う財政安定化基金の運用の考え方について整理する。	
	交付を行う「特別な事情」の基本的な考え方	○市町村の収納不足が生じた場合に交付する「特別な事情」の基本的な考え方について検討する。	○「特別な事情」については、国の参考例を原則として、具体的な判断を要するものが発生した場合は、県が市町村からの申請により判断する方向で検討している。 *【国の参考例】災害、地域産業に打撃など、予算編成時に見込めなかった事情により、被保険者の生活等に影響を与え、収納率が低下した場合
	交付額の考え方	○県が決定するとされている収納不足額の1/2以内の交付額をどうするかについて検討する。	○交付額は基金残高の範囲内で収納不足額の原則1/2とすることで検討している。
	交付分の補填の考え方	○交付を受けた市町村が補填することが、国の基本とされているものの、全市町村で負担することも可能であり市町村の意見を踏まえ、県が負担先や負担割合を決定する。	○当該交付を受けた市町村が補填することを基本とすることで検討している。
	貸付額の決定方法	○各市町村が12月時点で把握している収納状況から、過去の同月までの収納実績等を踏まえ、収納見込額及び不足見込額を推計し、歳入不足とならないような貸付額を決定する必要があるが、見込額に対し貸付額をいくにするか検討する。	○不足見込額の1.1倍を基本としたうえ、介護保険や後期高齢者医療制度と比較して、収納率の見込みにブレが生じやすいことから、貸付実績も踏まえ、必要に応じて運営方針の変更に合わせて、見直しすることを検討している。
保険料の収納対策	収納率目標	○各市町村の収納率を向上させる観点から、標準的な収納率や各市町村の収納率の実態を踏まえた水準、かつ、低い収納率に合わせることなく、保険者規模別などにより適切に設定する。	○県内市町村を被保険者数規模に応じて5つの区分を設定することを検討している。 ○また、各区分ごとの収納率については、「標準的な収納率」との整合性を図り設定することを検討している。(基本的な考え方としては、「収納率目標」>「標準的な収納率」)
	収納対策が必要な市町村	○「収納率が低く、収納不足が生じている市町村」は収納対策の強化が求められるが、対象となる市町村の範囲について、標準的な収納率も参考に判断する。	○標準的な収納率よりも収納率が低く、かつ、赤字の発生が見込まれる市町村を対象とすることで検討を進める。

主な検討項目及び状況等

区分	項目	内容	検討状況等
国保運営方針 保険給付の適正な実施に向けた取組	県による保険給付の点検	<p>○保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされるようにするために取組む事項を定める。</p> <p>○規定に基づき、広域的または医療に関する専門的な見地から、市町村が行った保険給付の点検等を県で行うことが可能となるため、その点検の実施も含め、具体的な内容について検討する。</p>	<p>○県による点検は、次のような課題があることから、レセプトデータ等を既に保有し、専門性を有している国保連での実施について、できるものとはできないものについて整理し、検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の確保が困難 ・レセプトや療養費支給申請書を確認するためのシステム化が必要 ・一定の費用がかかることから、費用対効果についてよく検討し、効果的なものを実施していくことが必要 ・市町村では、二次点検を国保連等に委託したり、専任職員を雇用
	療養費の審査強化	<p>○市町村が療養費の支給を適正に行うことができるよう、現在の国保連合会や市町村での療養費の審査方法や内容を踏まえ、審査強化について検討する。</p>	<p>○現在、高知県柔道整復師施術療養費審査委員会で行っている療養費の支給申請書等についての審査を引き続き行う。はり、灸、あんまについては、連合会の事務職員が療養費の申請書等について、チェックし、疑義のあるものについては医療の審査会における審査を引き続き行う。海外療養費についても同様に、連合会の事務職員が審査し、疑義のあるものについては、審査会の医師等に確認を行うことを検討している。</p>
	レセプト点検の共同化	<p>○レセプト点検の充実強化及び事務の共同実施のため、国保連合会によるレセプト2次点検の実施を検討する。</p>	<p>○レセプトデータ等をすでに保有し、専門性を有している国保連合会において、レセプト点検員を確保できない市町村等向けに委託事業を行うことを検討している。</p>
	国保と介護保険の突合情報を活用した点検	<p>○レセプト点検の充実強化のため、システムにより提供される国保と介護保険の突合情報を活用した効率的な点検の実施について検討する。</p>	<p>○現在、全市町村が医療保険と介護保険の突合点検について連合会に委託のうえ実施していることから、引続き、現在の取組を実施していくことを検討している。</p>
	第三者求償事務の取組目標	<p>○第三者求償事務をPDCAサイクルに沿って、効率的・効果的に行うため、第三者求償事務の取組に関する数値目標の設定について検討する。</p>	<p>○保険者努力支援制度における評価指標の候補でもあり、引き続き、全市町村において数値目標を適切に設定する(全市町村設定済)ことを検討している。</p>
	第三者求償事務の損害保険関係団体との取り決め締結	<p>○第三者行為による傷病届の確実な提出及び提出までの期間短縮が図れる損害保険団体との取り決めの締結を行うことを検討する。</p>	<p>○全市町村が損害保険関係団体との取り決めの締結をしており、締結の継続を行うことを検討している。</p>

主な検討項目及び状況等

区分	項目	内容	検討状況等
国保運営方針 医療費適正化に向けた取組	特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上並びにメタボリックシンドローム該当者等の減少への取組		○県の「日本一の健康長寿県構想」に定める特定健診、特定保健指導の実施率の向上対策に取組むことを検討している。
	後発医薬品の使用促進		○保険者努力支援制度の評価指標を満たすことができるよう、次の取組を行うことを検討している。 【県の取組】※略 【市町村の取組】 ・後発医薬品差額通知の対象者拡充 ・後発医薬品希望カードの配布 ・市町村立の医療機関等への後発医薬品の使用の働きかけ
	特定健康診査以外の検診への取組		○がん検診と特定健診とのセット化を継続するとともに、5つのがん検診の受診機会を毎年度設けることを検討している。 ○歯周疾患(病)検診を毎年度実施することを検討している。
	糖尿病の重症化予防への取組	○現状の取組内容を把握のうえ、国保の財政運営において支出の中心となる医療費について適正化を行うことで、国保財政の安定した運営のため取組の強化(主に保険者努力支援制度の評価指導)について検討する。	○KDBを活用した未治療ハイリスク者及び治療中断者へのアプローチに取組むことを検討している。 ○「糖尿病腎症重症化予防プログラム」に基づき、地域における課題の分析、対策の立案・実施及び実施状況の評価に取組むことを検討している。
	個人へのインセンティブの提供、個人への分かりやすい情報提供		○県が実施する「高知家健康パスポート事業」も活用して、市町村独自の予防・健康づくり事業などに取組むことを検討している。 ○「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組」に基づき、インセンティブが一般住民の行動変容に繋がったかどうかの効果検証及び検診結果の個人への分かりやすい情報提供に取組むことを検討している。
	重複頻回受診、重複服薬者に対する取組		○重複投与者の抽出、アプローチ(勧奨)等に取組むことを検討している。
	データヘルス計画に基づく保健事業の実施		○データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより効果的・効率的な保健事業を実施し、その評価結果を平成30年度からの第2期データヘルス計画に反映させることを検討している。
	医療費通知の取組		○引き続き医療費通知に取組むことを検討している。

国民健康保険事業見直しのスケジュール(予定)

月	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	国保事業見直しの計画(県・市町村)	その他国・県の動き	国保事業見直しの計画(県・市町村)	その他国・県の動き	国保事業見直しの計画(県・市町村)	その他国・県の動き
4月	(上旬) ・制度改正に向けた必要作業の洗い出し ・市町村への制度周知 (中旬) 協議会立ち上げ準備 (下旬)		第3回資格作業部会(4月26日)	国:標準システム検討会	各作業部会(必要に応じ随時)	県:運営協議会委員の委嘱
5月	(上旬) 現行市町村業務の詳細把握 (中旬) 国:制度改革関連法案成立(5月27日) (下旬)		第2回幹事会(5月11日)	システム、国保運営方針、納付金ガイドライン市町村説明会(4月26日)	県:第1回国保運営協議会	市町村説明会(検討状況等)
6月	(上旬) (中旬) (下旬)		財政・保険料(税)作業部会 第2木曜	国:国保基盤強化協議会WG(国保運営方針ガイドライン、保険者努力支援制度等拡充公費設計、国保事業費納付金算定等財政運営等)	第7回幹事会	第2弾政令公布 関係省令の公布 条例参考例の提示
7月	(上旬) (中旬) (下旬)	国:国保基盤強化協議会WG(国保運営方針ガイドライン、保険者努力支援制度等拡充公費設計、国保事業費納付金算定等財政運営等) 7月14日~	給付・保健事業作業部会 第4木曜	国保事業費納付金算定方法等の市町村への説明(5~7月)	第4回協議会	市町村説明会(検討状況等)
8月	(上旬) 第1回協議会・幹事会 (中旬) (下旬)	国:国保基盤強化協議会WG(国保運営方針ガイドライン、保険者努力支援制度等拡充公費設計、国保事業費納付金算定等財政運営等) 7月14日~	第3回幹事会(7月4日)	システム、国保保険給付費等交付金ガイドライン説明会(6月28日)	第8回幹事会	市町村説明会(運営方針等)
9月	(上旬) (中旬) (下旬)	国:国保保険者標準事務処理システム検討会 8月7日~	第2回協議会(8月17日)	国:標準システム導入の意向調査	第5回協議会	市町村へ運営方針に対する意見照会及びパブリックコメントの実施
10月	(上旬) 第1回合同作業部会(10月23日) (中旬) (下旬)	国:財政安定化基金条例準則、交付要綱周知	第4回幹事会(11月7日)	市町村への説明(検討状況等)(9~11月)	県:第2回国保運営協議会(国保運営方針、納付金配分、給付金請求方法等審議)	国:国保事業費納付金等算定標準システム本稼働版の県への配布
11月	(上旬) (中旬) (下旬)	システム市町村説明会(12月4日)	第5回幹事会(12月27日)	国:国保事業費納付金等算定標準システム簡易版の県への配布	第9回幹事会	市町村説明会(納付金配分等)
12月	(上旬) 第2回資格作業部会(12月4日) (中旬) (下旬)	国:国保条例(納付金・交付金等)、12月議会提出	第6回幹事会(2月8日)	国:国保事業費納付金等算定標準システム簡易版の県への配布	第6回協議会 国保運営方針・納付金配分等の仮決定	国:29年度係数提示
1月	(上旬) 第2回財政・保険料(税)作業部会(1月29日) (中旬) (下旬)	国:国保条例(納付金・交付金等)、12月議会提出	第7回幹事会(2月8日)	国:国保事業費納付金等算定標準システム簡易版の県への配布	県:第3回国保運営協議会(国保運営方針、納付金配分方法等の決定)	県:納付金仮決定情報提供
2月	(上旬) 第2回給付・保健事業作業部会(2月5日) (中旬) 第3回財政・保険料(税)作業部会(2月19日) (下旬)	国:国保条例(納付金・交付金等)、12月議会提出	第8回幹事会(2月8日)	国:国保事業費納付金等算定標準システム簡易版の県への配布	国保運営方針の決定・公表	市町村説明会(条例改正等)
3月	(上旬) (中旬) (下旬)	国:国保条例(納付金・交付金等)、12月議会提出	第9回幹事会(2月8日)	国:国保事業費納付金等算定標準システム簡易版の県への配布	県:第4回国保運営協議会(国保特別会計の当初予算等審議)	県:納付金決定通知、標準保険料率の決定
		国保・後期市町村説明会(3月23日)	第3回協議会		市町村:H30年度保険料(税)決定作業国保運営協議会	県:国保条例(特別会計、基金等)、当初予算議案2月議会提出
					市町村:予算議案、料・税等条例改正議案2月議会提出	

※1 協議会・幹事会・各作業部会の開催回数や日程等は、国の動向や必要性により変更があります。

高知県 県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会

【目的】 国保運営方針や国保事業費納付金等に関する協議・意見交換を行うため
 【設置日】 平成27年8月24日
 【構成員】 高知市長、安芸市長、南国市長、須崎市長、四万十市長、東洋町長、土佐町長、佐川町長、大月町長、国保連合会常務理事、高知県健康政策部長（計11名）

幹事会

【役割】 担当者で構成する作業部会で検討した事項の取りまとめ
 【構成員】 協議会構成市町の国保主管課長、国保連合会事務局長、県国保指導課長（計11名）

協議内容は全市町村へ説明

県国民健康保険運営協議会

【目的】 国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成、その他重要事項について審議
 【設置時期】 平成29年4月予定
 【委員任期】 平成30年3月31日まで
 【根拠法令】 改正後の国民健康保険法第11条第1項（H30.4.1施行）
 【委員構成】 11人

委員構成	委員数	備考※
① 被保険者を代表する委員	3人	①～③は同数。
② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員	3人	〃
③ 公益を代表する委員	3人	〃
④ 被用者保険等保険者を代表する委員	2人	④は①～③の半数以上同数以下。

※国民健康保険法施行令で規定される予定。

国保運営方針策定・事業費納付金算定方法等決定

高知県国民健康保険運営協議会への諮問
 （改正国保法第11条第1項）

【目的】 国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成、その他重要事項について審議
 【設置時期】 平成29年4月予定
 【委員構成】 被保険者、保険医等、被用者保険、公益各代表

事務的な準備

県議会・市町村議会における審議

平成30年度新制度スタート

国保運営に関する重要事項

- 国民健康保険運営方針の策定
 - ①国保の医療に要する費用及び財政見通し
 - ②市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
 - ③市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
 - ④市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
 - ⑤医療費の適正化に関する事項
 - ⑥市町村が担う事務の広域化、効率化の推進に関する事項
 - ⑦保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
 - ⑧施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整
- 国民健康保険財政の運営
 - ①国民健康保険特別会計の予算編成
 - ②国民健康保険事業費納付金の配分方法等
 - ・納付金への所得水準及び医療費水準の反映(α・β)、算定方式等
 - ・納付金として集める範囲 等
 - ③国民健康保険保険給付費等交付金の交付方法
 - ・交付金の対象費用
 - ・国特別調整交付金、県繰入金の特別給付分の取扱等
 - ④財政安定化基金の運用方法

平成27年度

平成29年度